

令和4年度

事業計画書



社会福祉法人 山梨県共同募金会

令和4年度 事業運営の方針

令和3年度の第75回「赤い羽根共同募金運動」は、新型コロナウイルス感染症の影響により十分な募金活動が実施できなかったにもかかわらず、県民の皆さまの変わらぬ温かいご理解と多くのボランティアの方々に衛生面に配慮いただいたの活動などのご協力によりまして、総額1億5千5百万円余のご寄付を頂戴することができました。

赤い羽根共同募金運動は、社会福祉協議会活動とともに地域福祉の推進を目的とするいわば車の両輪であり、互いにそれぞれの機能を活かしながら運動や活動を展開してきました。この共同募金運動は、まだ戦後の混乱期である昭和22年から「国民たすけあい運動」として始められ、本年、76回を迎えます。おかげをもちまして運動開始以来今日まで、県民の皆様からいただいた浄財の累計は88億円を超え、県内の民間社会福祉事業、並びに地域福祉活動の充実に大きな役割を果たして参りました。

近年、日本各地の社会的課題は多様化、複雑化しており、課題解決のための活動の増加に伴い活動に必要な資金ニーズも増大しています。

共同募金が、こうした要請に十分応えていけますように、より一層の県民の方々の支持を得て、運動を活性化していく必要があります。

バブル崩壊以降の募金額は減少傾向にあり、共同募金を取り巻く環境はきわめて厳しい状況にあります。一方、その一方で地域福祉をめぐる課題は山積しており、共同募金は地域福祉向上のための財源として大きな役割を果たしてきました。我々共同募金に携わる者としては、常に現状を直視し、不断の努力を傾注し、赤い羽根共同募金の活性化に努めていかなければなりません。

まず、令和4年度の募金運動については、引き続き新型コロナウイルスの感染状況を注視しながら衛生面での配慮などの感染対策の徹底を図るとともに、広報啓発活動に工夫をこらすなど、目標とする募金額の確保に向けて可能な限りの運動を展開して参ります。さらに持続可能な開発目標（SDGs）の趣旨に即した社会貢献活動の活発化や遺贈・相続寄付などへの関心の高まりなどを背景とした中央共同募金会による全国的な展開の動きもあることから、本会においても中央と連動した広報活動等に引き続き取り組んで参ります。

また、コロナ禍により課題に直面している人々を支援する全国キャンペーン『いのちをつなぐ支援活動を応援！～支える人を支えよう～』に参加するとともに、深刻さが増している子どもの貧困などに対応する支援の充実を目指した歳末たすけあい運動を展開して参ります。

次に、共同募金の活性化及び組織運営については、企画運営委員会において、本県における共同募金のあり方について検討を行っているところでありますが、引き続き必要性や課題などを調査研究し、今後も細部にわたる見直しを行い、更なる改革を着実に進めて参ります。

また、少子・高齢化の進展や流動化する社会・経済情勢を背景に平成28年度に改正された社会福祉法改正に基づき、引き続き、組織のガバナンス（統治のための体制や方法）強化と財務規律の確保に取り組み、適正な運営に努めて参ります。

合わせて、共同募金は、子供から高齢者まで、さまざまな地域住民が参加できるもっとも身近な社会貢献の仕組みであり、その仕組みをさらに発展させ、次の世代に継承していくことが、共同募金に関わる者に与えられた使命であり、そのために、時代の要請に合った「たすけあい」のあり方を常に模索し、共同募金会が自ら変革を続けていく努力が必要です。

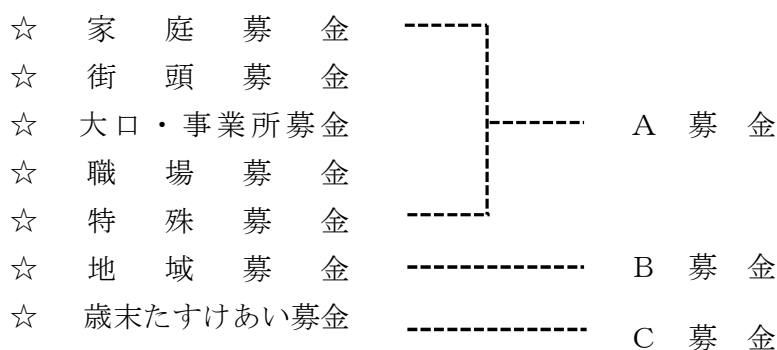
現在、共同募金運動の活性化を図るため、中央共同募金会が中心となって地域の福祉課題の解決に住民が主体的に取り組む「市町村共同募金委員会」への移行促進を図っているところですが、人口減少等を背景に募金額の減少傾向が続いている本県においても、市町村段階での活動を充実、強化し、募金運動に対する参加意識の更なる高揚を図っていくことが求められています。このため、他県の状況等も勘案しながら支会分会と連携し、多様な住民が募金運動に参画できるわかりやすい仕組みづくりに取り組んで参ります。

令和4年度の子梨県共同募金会は、引き続き、県民の皆様のご理解と、多くのボランティアの方々のご協力をいただきながら、「赤い羽根共同募金」の目指す“参加と協働による「新たなたすけあい」の創造”としての、運動を展開していくとともに、平成21年9月、山梨県共同募金改革検討委員会からいただいた「これからの共同募金運動のあるべき姿をとりまとめた意見書」に沿って、各支会分会と連携しながら、段階を踏みながらまた、パンデミック化で変化した社会情勢も視野に入れながら着実に改革・改善を進めていくことといたします。特に、県民の皆様に寄付金の使われ方がより一層ご理解いただける活動を心がけて参ります。

1 募金運動の推進

国民総参加で行う共同募金運動の社会的意義を再確認しながら、運動の原点に戻り、募金が地域福祉に果たしている役割の大きさや大切さの情報発信に努め、募金運動に携わってくださる、多くのボランティアの方々のために活動しやすい環境を整え、募金額の減少を抑え増加を図るために次のことを行います。

- (1) 社会福祉法第119条に基づく山梨県社会福祉協議会の意見を参考とし、適切な募金計画を立案します。
- (2) 募金運動は長年、厚生労働大臣の告示により10月から12月までの3か月間とされてきましたが、平成28年度からは翌年の1月から3月まで延長され、6か月間になりました。前半の3か月間は今までどおり、支会分会の関係者、並びに県民の皆さんの協力を得て、次の種別により実施します。



テーマ型募金等新たな募金運動についても、これまでの取り組みの実績などを踏まえながら充実を図ります。

(3) 募金方法の改善

募金に伴う強制感を払拭するため、共同募金運動の趣旨の徹底を図り、また、配分（助成）内容が詳細でわかりやすくなるようPRに努め、募金に対する理解と協力を求め実施します。

企業（法人）及び個人からの大口募金については、税制上の特典等の理解を得ながら、新規開拓を積極的に進めます。

また、東京・大阪・愛知の各県人会への協力要請を引き続き行うとともに、通年募金ができる自動販売機の設置をさらに進めて参ります。

(4) 共同募金運動推進モデル事業の実施

支会分会において、募金方法、助成内容、広報活動等の共同募金運動の見直しを行い、地域の方々や寄付者からより一層の信頼を得られるような共同募金を目指す先駆的な取り組みをモデル的に実施・検証し、全県的な普及を図ります。

2 啓発宣伝活動の実施

共同募金への県民の皆様のご理解とご協力を、さらに得られますよう共同募金の重要性や、民間社会福祉充実の大切さなどの、啓発宣伝活動を積極的に行います。

(1) ホームページによる活動状況の積極的な情報発信

ホームページのさらなる充実を図りながら、県共同募金会・支会分会一体で進める共同募金活動のその時々状況や、全国の動きなどをリアルタイムで積極的に情報発信していきます。

寄付金の使われ方については、特に、その配分による効果等について、出来る限り詳細な情報発信に努めます。

(2) 全国統一スローガンの徹底

運動を広くアピールするため、全国統一スローガンである「じぶんの町を良くするしくみ」、「地域から孤立をなくすための活動」の徹底に努め、共同募金運動の高揚を図ります。

(3) 統計システムの活用

インターネットによる集計システムを活用し、迅速な寄付者への情報提供を充実して参ります。

(4) 報道機関等への協力依頼

報道機関との密接な連携を図りながら、県民の皆さんの共同募金運動へのさらなる理解と協力が得られるよう努めて参ります。

(5) 資料等の配布

支会分会を通じて募金ボランティアの方々や、寄付者の皆様に対し、共同募金運動関係資料の積極的な開示と配布に努めて参ります。

(6) 税制における優遇措置の周知

税制における寄付金控除及び損金算入制度の周知に努め、法人及び個人の大口寄付の増加を図って参ります。

(7) 広報紙によるPR

県・市町村社会福祉協議会の機関紙や県・市町村の広報誌等への共同募金情報を積極的な掲載を依頼していきます。

(8) 山梨県社会福祉大会等の開催

山梨県社会福祉協議会との共催で、山梨県社会福祉大会を開催します。

(9) プロスポーツクラブとの連携

ヴァンフォーレ山梨スポーツクラブ及び山梨クィーンビーズバスケットクラブとは長きにわたり協力関係を築いており、今後とも連携を密にしながら、共同募金運動を盛り上げるための新たな取り組みを検討していきます。

3 配分（助成）事業の適正化

(1) 受配者の範囲及び目標額の設定

社会福祉法第119条の定めによる（福）山梨県社会福祉協議会の意見を参考にしながら、併せて、受配希望者からの申請内容を精査する中で、受配者の範囲や募金目標額を設定します。

(2) 市町村社会福祉協議会との連携の強化

地域住民のニーズを的確に把握し、より幅広い地域福祉のための事業への支援を行うため、市町村社会福祉協議会との連携強化に努めます。

(3) 配分（助成）方式の周知と改革

地域住民との結びつきを重視して市町村（地区）を単位とする福祉計画の具体的な推進を図るため、A、B、Cの配分（助成）方式とし、その内容を広く周知していきます。

また、地域住民の要請や地域ニーズに即応した事業に対し、重点配分（助成）を実施します。

☆ A 配 分 ----- 全県的視野の配分

☆ B 配 分 ----- 市町村（地区）の小単位の福祉計画による配分

☆ C 配 分 ----- 歳末たすけあい配分

(4) 新たな配分（助成）先の掘り起こし

多様な福祉課題に迅速に対応するとともに、身近に共同募金が活かされていることが分かるよう、新たな配分（助成）先の発掘に努めて参ります。

(5) 活用用途の明確化と配分（助成）金の管理

①具体的な用途内容を明確に定め申請をとりまとめていきます。

②配分（助成）金は、適正に処理していきます。

(6) 配分（助成）額の決定

募金実績により、配分（助成）予定額を再調整して、配分委員会で承認を得た上で、理事会に諮り決定します。

(7) 配分（助成）施設団体及び支会分会への監査

①配分（助成）金の使途の適正を期するため、受配施設・団体に対し監査を実施します。

②募金の適正な処理を促すため、支会分会への監査も行います。

(8) 配分申請要領等の見直し

共同募金の配分（助成）内容については、共同募金に対する理解を深めていただく上で極めて重要な要素ですが、社会情勢が大きく変化する中で、その配分（助成）方法についても逐次見直しが必要となっています。

このため企画運営委員会での論議を踏まえて、提起された課題等について、検討を行い、配分申請要領等の見直しを続けていきます。

4 会議の開催

共同募金運動を円滑に進めるために、次の会議を随時開催します。

(1) 評議員会・理事会、

評議員会を年一回、理事会を年3回開催します。また、必要に応じて随時開催します。並びに、正副会長会議につきましても、必要に応じて随時開催します。

(2) 配分委員会

受配者の範囲や募金目標額設定、配分（助成）額決定にあたっては、配分委員会（小委員会）を開催します。

(3) 民間資金調整会議

（財）中央競馬馬主社会福祉財団への補助要望施設の推薦にあたって、推薦委員会を開催します。

(4) 企画運営委員会

共同募金運動の効果的な展開を図るため、当会役員、支会分会関係者等による企画運営委員会を開催します。

(5) 事務局長会議、事務担当者会議・研修会

共同募金運動の円滑かつ効果的な推進や方針の徹底を図るため、支会分会事務局長会議、事務担当者会議を随時開催します。また、共同募金担当者が情報交換や相互に学ぶことができる研修会を実施します。

(6) 全国共同募金会相互の連絡調整

全国並びに関東ブロックにおける共同募金会相互の緊密な連絡調整を図ります。また、全国常務理事・事務局長会議、関東ブロック職員研究協議会等に積極的に参加します。

5 募金協力者に対する感謝・表彰

高額寄付者、奉仕功労者、優良地区・団体及び従事功労者・学校等に対する感謝・表彰を積極的に行います。

(1) 山梨県共同募金会々長感謝状

- ・ 5万円以上20万円未満の個人
- ・ 5万円以上60万円未満の団体
- ・ 共同募金に功績のあった学校

(2) 中央共同募金会々長感謝状及び感謝楯

- ・ 20万円以上 50万円未満の個人
 - ・ 60万円以上100万円未満の団体
 - ・ 50万円以上100万円未満の個人
 - ・ 100万円以上300万円未満の団体
- 感謝状
- 感謝楯

(3) 厚生労働大臣感謝状、記念品

- ・ 100万円以上500万円未満の個人
- ・ 300万円以上1,000万円未満の団体

(4) 表彰の推薦

共同募金に功績のあった個人、団体及び共同募金運動が優秀な地区については、その表彰の候補者を、中央共同募金会々長あてに推薦します。

6 各種たすけあい運動の実施

(1) 山梨県、NHK甲府放送局、山梨県社会福祉協議会及び本会の主唱で実施する歳末たすけあい県民運動を展開するほか、大規模の災害発生の際には、災害たすけあい運動を展開します。

(2) 準備金の積立て

大規模な災害に備え、募金実績額の一定割合を毎年準備金として積み立てます。

7 民間資金の調整

本会が申請窓口となっている民間資金については、関係団体等との連携のもとで、本会推薦委員会に諮り、効果的な配分が受けられるよう積極的に対応していきます。

(1) (財)中央競馬馬主社会福祉財団の助成事業の調査、推薦及び監査に立ち会います。

(2) 中央共同募金会並びに各都道府県共同募金会と協力し、新たな民間資金の導入と開拓に努めます。

8 個人情報保護への取り組み

個人情報の取り扱いについては、「個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものである」（個人情報の保護に関する法律第3条）とされていることを踏まえ、個人情報の性格と重要性を十分認識し、その適正な取り扱いに努めます。

9 特定寄付金・指定寄付金及びその他の寄付金の受入

「共同募金以外の寄付金」については、今年度も引き続き中央共同募金会等と連携をとりながら積極的に広報を行い、年間を通じて積極的に受け付けて参ります。

令和4年度の主な行事予定

4月	支会分会事務局長会議、支会分会事務担当者会議・研修会 施設・団体配分申請説明会 ※令和4年度（令和5年度事業実施）受配希望申請受付開始
5月	監事会、理事会
6月	令和3年度共同募金（令和4年度事業実施）贈呈式・パートナーミーティング 評議員会 虹の架け橋推進事業・テーマ募金プレゼンテーション 企画運営委員会 ※企画運営委員会ワーキングは随時 ※令和4年度（令和5年度事業実施）受配希望申請施設・団体の実情調査
7月	支会分会事務局長会議 配分委員会、(財)中央競馬馬主社会福祉財団助成事業の推せん委員会 理事会
8月	令和2年度（令和3年度事業実施）受配施設・団体事業監査開始※年間随時
9月	支会分会事務担当者会議・研修会
10月	前半共同募金運動開始（10月1日から12月31日まで） 山梨県社会福祉大会（予定）
11月	
12月	歳末たすけあい県民運動実施（12月1日から12月31日まで） 全国社会福祉大会(12/13)
1月	後半共同募金運動開始（1月1日から3月31日まで） 歳末たすけあい物品贈呈式 企画運営委員会
2月	
3月	企画運営委員会 支会分会事務局長会議 配分委員会 理事会 ※令和4年度（令和5年度事業実施）配分（助成）額の決定